

平成17年1月発行

第 7 3 号

発行 佐倉市農業委員会 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97

佐倉市ホームページ (http://www.city.sakura.chiba.jp) のメニューの「Web市役所」の 「委員会事務局」をクリックする とご覧いただけます。

☎ 043-484-6285(直通)



# 主な内容

☆	新年のごあいさつ	2頁
☆	「農業委員会等に関する法律」の一部改正について	3頁
☆	農業者年金に加入しましょう	4頁

# 佐倉市農業委員会 清水 志 津 夫



隠ぺい事件が大きな問題となりました。 とには国内近畿地区における病気蔓延の 主にアジア地域で発生し、そのひと月あ ご協力頂きまして、御礼を申し上げます。 又、盛夏期における連日の猛暑により 昨年は年頭から鳥インフルエンザ病が 日頃より農業委員会の諸活動について 新年おめでとうございます。

易でなくなってきていることを痛感する 安定した農業経営を続けていくことが容 昨年の半値近くとなってしまいました。 ってかわり豊作でありましたが、米価は でありました。米作は一昨年の冷夏と打 作物生産に被害が出るなど、記録的な夏

さらには台風、 地震といった自然災害

> すが、 鋭意努力を重ねられていることと存じま 労力の軽減や農作物の安全性を考慮して けた皆様にはお見舞いを申し上げます。 きな被害が出ませんでしたが、 ŧ 昨年は多くありました。 生産者の皆様には、 明日の農業に期待のもてる農業施 日頃よりコスト、 幸い本県は大 被害をう

らびに農業振興の両面について、 農業の現状を踏まえた上で、 でございます。 しできるように責務を果たしていく所存 の方々のご希望に沿い、又、経営を後押 私くしども委員一同は佐倉市における 農地行政な 生産者

策が必要であります。

さつといたします。 ようご祈念いたしまして、 すと共に、本年が充実した年となります 当委員会へのご理解とご支援を賜りま 新年のごあい



篠

原

久幸

(内田)





重

雄

(大篠塚)

義

春

(角 来)

隆

(吉見)

清 土 木 檀 岩 宮 屋 原 渊 原

幸文

(飯塚)

利行

(岩名)

宮 谷 部 恵 正 子 彦 (西志津) (岩富)

JII 重 雄 (大佐倉)

荒

田

中

資

造

(木野子)

根

本

男

(羽鳥)

岩

清水志津夫 田 井 谷 善 壽 正 政 雄 (飯田) 臼井田 (吉見)

志

細

大川 澤 信 悦 夫 司 (六崎) (下勝田)

三門 増 雄 守 (青菅) (江原新田)

中 中 遠 鹿 村 村 藤 谷 照治 正 英 雄 美 坂戸 (直弥) (馬渡)

# の一部改正が行われました。「農業委員会等に関する法律」

で、皆様のご協力をお願い申し上げます。日より施行されています。今回の改正は国の旧より施行されています。今回の改正は国の施策方針に基づき、農業分野における構造改革をすすめるために行われたものです。当委員会でもこの法律改正に基づき、次のように活動を推進していく事になりましたの。

委員会としての支援をしていきます。るのに必要となる担い手の育成等について、優良農地の確保に努め、その有効利用を図

の登用を図れる様な環境作りをします。定農業者などの方々が農業委員会の委員へに豊農家(青年農業者)、女性農業者、認更なる委員会の活動の充実を図るため、担

# (改正の内容)

(2)選挙委員定数の下限の条例への委任(1)農業委員会の必置基準面積算定の見直し

(3)農業委員会の活動の重点化

(4)選挙委員の選出方法の見直し

(5)選挙委員の解任方法の見直し

(6)農業委員会の部会制度の見直し

# 合併特例法に基づく、

# **滔々井町との合併に関する経過について**

ます。
広報紙等などでもお知らせをしております
広報紙等などでもお知らせをしております

現在までの協議承認事項は以下のとおり。後も必要に応じて行われる予定です。 平成16年10月29日、11月27日、および12月

# 〈酒々井町との合併について〉

○合併方式は印旛郡酒々井町を廃し、その ○新市の名称は、佐倉市とする。 ○新市の事務所の位置は、現在の佐倉市役 所とする。 ○合併期日は平成18年3月31日までとする。 但し、千葉県知事への合併申請は平成17 年3月31日までを目標とする。

# | 任期の取扱いについて〉(農業委員会の委員の定数及び

○印旛郡酒々井町の農業委員会は、佐倉市

○可機任期間まで、引き続き在任する。特例に関する法律第8条第1項第2号の 特例に関する法律第8条第1項第2号の 。選挙による委員は、市町村の合併の

市において調整する。 等に関する法律第7条の規定により、新る選挙による委員の定数は、農業委員会

○合併後、最初に行われる一般選挙におけ

○農業委員会の委員の報酬等については、



# 新農業者年金に加入しましょう

新しく生まれ変わった農業者年金は加入者や受給者の 数に影響されない安定した年金制度です。

# ●積み立て方式

自分で積んだ保険料を、運用益を含めて、将来年金として受給する制度です。

# ●農業従事者なら誰でも加入

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

# ●保険料は自由に設定

月額20,000円から1,000円単位で67,000円まで設定できます。 途中何度でも変更できます。

# ●80歳までの保証が付いた終身年金

加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳までに 受け取る予定だった年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が 受け取れます。

# ●所得税の控除対象

保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

# ●保険料の助成

60歳までに20年以上加入することが見込まれ、①~④のいずれかに該当し、 農業所得が年間900万円以下の方には、国から保険料の助成(政策支援)が受 けられます。

- ① 認定農業者で青色申告者
- ② ①の者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者
- ③ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす 者で3年以内に両方を満たすことを約束した者
- ④ 35歳未満の後継者で35歳までに認定農業者で青色申告者となることを約束した者



# ☆詳しくは、農業委員会事務局、またはお近くのJAへ

# 全国農業新聞

を読んで みませんか

◇発行日

◇購読料

毎週金曜日

1ヶ月600円

農地を売りたい、買いたい 借りたい、貸したいなどの

ご相談は農業委員会へ

まずお申出下さい。